

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.7)

“のっぺらぼう”でも「カップヌードル」と認識できる
「位置商標」

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、「カップヌードル」の象徴的な帯型の図形が「位置商標」として登録された、というニュースです。

日清食品ホールディングス（HD）は、今月2日に、日清食品の主力商品である「カップヌードル」の帯型の図形が「位置商標」として登録されたと発表しました。



日清食品ホールディングス HP より出典
商標登録（登録番号：第 6034112 号）

「位置商標」とは、平成27年4月に「音商標」「動き商標」などと共に、出願できるようになった新しい商標の1つです。上図のように、模様等が容器の上下に付されたことに対して、識別力があるとして、商標権として保護を図る制度です。

この帯状の図形は、通称「キャタピラ」と呼ばれるもので、1971年の発売以来、47年目を迎える現在でも使用されている図形です。これだけ長い期間使用したことで、需要者（消費者）の間にも広く認知されて、この上下の帯型の図形だけでも、需要者が「カップヌードル」と認識できるようになったことから、今回、商標権で保護されるものとなったものと思います。

なお、通常は、こうした容器の模様や柄については、意匠権の「部分意匠」を利用して保護を図ります。もちろん、日清食品ホールディングスも、この帯状の図形を、意匠権で保護していたことと思います（なお、詳細な調査はしていません）。しかし、意匠権はご存じのように、登録日から20年という有限な権利です。

そこで、日清食品ホールディングスは、商標権で保護することで半永久権として、この帯状の図形を保護しようとしたものと思います。

皆さんも、自社の製品等で、特徴的な、図柄や形状等があれば、こうした「位置商標」として権利化することで、半永久権として保護を図ることを考えてみませんか。

以上